

糸島市補助金設計書

所管課

子ども課

補助金名称	保育所等 I C T 化推進事業補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進事業） 実施要綱

【長期総合計画体系】

基本目標 2 __子どもが健やかに育つまちづくり

政策 1 __子育て支援の充実

施策②__保育などのサービスの充実を図る

1 補助の目的

保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 成果指標

成果指標：事業実施前後を比較し、業務負担が「軽減された」と回答した保育所等の割合（%）
目標値：70%（令和2年度）

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

- ①保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入事業
（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムを導入する事業）
- ②通訳や翻訳のための機器の導入事業
（外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等する事業）

【補助対象者】

私立保育所等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助基準額】

- ①保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入事業
1 施設当たり1,000,000円
- ②通訳や翻訳のための機器の導入事業
1 施設当たり150,000円
（負担割合：国1/2、市1/4、事業者1/4）

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度